

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)による「公営住宅法」の一部改正により、これまで「公営住宅法施行令」及び「公営住宅等整備基準」で全国一律に定められていた入居者の収入基準及び市営住宅等の整備基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例」に規定するもの。

2 政令及び省令の基準と条例で定める基準の比較

(1) 入居者の収入基準

公営住宅法施行令で定められていた入居者の収入基準について、次のとおり条例で上限額を定める。

入居者	公営住宅法施行令第6条で定める額	条例で定める上限額(案)	
身体障害者等	25万9千円(上限)	21万4千円	現行基準どおり
身体障害者等以外	15万8千円(参酌基準)	15万8千円	現行基準どおり

(2) 市営住宅等の整備基準

省令において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

なお、定める内容は、省令で示された基準を参酌し、同内容とする。

省令	条例	内容	省令	条例	内容
第2条	第53条	健全な地域社会の形成	第10条	第61条	住戸内の各部
第3条	第54条	良好な居住環境の確保	第11条	第62条	共用部分
第4条	第55条	費用の縮減への配慮	第12条	第63条	附帯施設
第5条	第56条	敷地の位置の選定	第13条	第64条	児童遊園
第6条	第57条	敷地の安全等	第14条	第65条	集会所
第7条	第58条	住棟等の基準	第15条	第66条	広場及び緑地
第8条	第59条	住宅の基準	第16条	第67条	通路
第9条	第60条	住戸の基準			

* 省令：公営住宅等整備基準(参酌基準)

3 基準設定の考え方

(1) 入居者の収入基準

収入基準の変更は、応募者数の増減に直接関わるため、入居希望者が毎年相当数待機している本市の状況を勘案すると、現在、政令で示された収入基準の範囲内で本市において定めている収入基準を継続することが妥当であると判断した

ため、現行の本市の収入基準を条例において定めるものとする。

(2) 市営住宅等の整備基準

市営住宅等の整備基準を条例で定めるに当たり、省令で定める参酌基準並びに本市の既存施設の実態及び今後の建替計画を検討した結果、参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。

4 規則で定める内容

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 (案)	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (案)
<p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件 (老人, 身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者 (以下「老人等」という。)) にあつては第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで, 被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 14 号) 第 21 条に規定する被災者等にあつては第 4 号及び第 5 号に掲げる条件) を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ, それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>規則</u>で定める場合 21 万 4 千円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 15 万 8 千円</p> <p>(4)・(5) (省略)</p>	<p>(老人等の範囲)</p> <p>第1条の2 条例第6条に規定する老人等は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ, それぞれアからウまでに定める程度であるもの</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害 (知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和25年政令第155号) 第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>条例第6条第3号の規則で定める場合は, 次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 入居者又は同居者に第1項第2号, 第3号又は第5号のいずれかに該当する者がある場合</u></p> <p><u>(2) 入居者が 60 歳以上の者であり, かつ, 同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合</u></p> <p><u>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p><u>合</u></p>

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (省略)</p> <p>第7章 管理 (第37条—<u>第51条</u>)</p> <p>第8章 <u>整備基準 (第52条—第67条)</u></p> <p>第9章 <u>雑則 (第68条)</u></p> <p>第10章 <u>罰則 (第69条)</u></p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、<u>市営住宅</u>の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 市が法により国の補助を受けて建設又は買取りを行い、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設並びにこれに準ずる住宅をいう。</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。</p> <p><u>(2)の2 市営住宅等 市営住宅及び共同施設をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(入居者の資格)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (省略)</p> <p>第7章 管理 (第37条—<u>第53条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、<u>芦屋市営住宅</u>(以下「市営住宅」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 市が法により国の補助を受けて建設又は買取りを行い、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設並びにこれに準ずる住宅をいう。</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(入居者の資格)</p>

改正案	現 行
<p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の規則で定める場合 <u>21万4千円</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 <u>15万8千円</u></p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第37条 入居者は、当該市営住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 入居者が、自己の責に帰すべき事由により当該市営住宅等を滅失若しくはき損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当</p>	<p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) その者の収入がア、<u>イ又はウ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれア、<u>イ又はウ</u>に掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第37条 入居者は、当該市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 入居者が、自己の責に帰すべき事由により当該市営住宅又は共同施設を滅失若しくはき損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当</p>
<p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当</p>	<p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当</p>

改正案	現 行
<p>該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 正当な理由によらないで15日以上<u>当該市営住宅</u>を使用しないとき。</p> <p>(4) <u>市営住宅等</u>を故意にき損したとき。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(模様替等の承認)</p> <p>第41条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>市営住宅等の敷地</u>（以下「敷地」という。）内に建物又は工作物を設置すること。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(住宅監理員)</p> <p>第48条 法第33条第1項の規定に基づき、<u>市営住宅等</u>の管理に関する事務を行わせるため、住宅監理員を置く。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(住宅管理人)</p> <p>第49条 市長は、<u>市営住宅等</u>の管理上必要があると認めた場合は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第50条 市長は、<u>市営住宅等</u>の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長が指定した者に<u>市営住宅等</u>の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p><u>第8章 整備基準</u></p>	<p>該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 正当な理由によらないで15日以上<u>該当市営住宅</u>を使用しないとき。</p> <p>(4) <u>市営住宅又は共同施設</u>を故意にき損したとき。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(模様替等の承認)</p> <p>第41条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>市営住宅の敷地内</u>に建物又は工作物を設置すること。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(住宅監理員)</p> <p>第48条 法第33条第1項の規定に基づき、<u>市営住宅及び共同施設</u>の管理に関する事務を行わせるため、住宅監理員を置く。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(住宅管理人)</p> <p>第49条 市長は、<u>市営住宅</u>の管理上必要があると認めた場合は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第50条 市長は、<u>市営住宅</u>の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長が指定した者に<u>市営住宅</u>の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p><u>(整備基準)</u></p> <p>第52条 <u>法第5条第2項の規定による市営住宅等の整備基準は、次条から第67条までに定めるところによる。</u></p> <p><u>(健全な地域社会の形成)</u></p> <p>第53条 <u>市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。</u></p> <p><u>(良好な居住環境の確保)</u></p> <p>第54条 <u>市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</u></p> <p><u>(費用の縮減への配慮)</u></p> <p>第55条 <u>市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>(敷地の位置の選定)</u></p> <p>第56条 <u>敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。</u></p> <p><u>(敷地の安全等)</u></p> <p>第57条 <u>敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。</u></p> <p>2 <u>敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。</u></p> <p><u>(住棟等の基準)</u></p> <p>第58条 <u>住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>でなければならない。</u></p> <p><u>(住宅の基準)</u></p> <p><u>第59条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(住戸の基準)</u></p> <p><u>第60条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</u></p> <p><u>3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(住戸内の各部)</u></p>	

改正案	現 行
<p>第61条 <u>住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(共用部分)</u></p> <p>第62条 <u>市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(附帯施設)</u></p> <p>第63条 <u>敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。</u></p> <p><u>(児童遊園)</u></p> <p>第64条 <u>児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。</u></p> <p><u>(集会所)</u></p> <p>第65条 <u>集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。</u></p> <p><u>(広場及び緑地)</u></p> <p>第66条 <u>広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。</u></p> <p><u>(通路)</u></p> <p>第67条 <u>敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。</u></p>	

改正案	現 行
<p>2 <u>通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。</u></p> <p>第9章 雑則 (補則) 第68条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p> <p>第10章 罰則 (罰則) 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>	<p>(補則) 第53条 この条例の施行について必要な事項は、<u>別に市長が定める。</u></p> <p>(罰則) 第52条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(公募による入居等)</p> <p>第7条 市長は、第4条の規定により改良住宅に入居することができる者が改良住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、当該改良住宅の入居者を公募するものとする。</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第4条から第12条まで及び第15条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号ア中「<u>21万4千円</u>」とあるのは「<u>13万9千円</u>」と、同号イ中「<u>15万8千円</u>」とあるのは「<u>11万4千円</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(公募による入居等)</p> <p>第7条 市長は、第4条の規定により改良住宅に入居することができる者が改良住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、当該改良住宅の入居者を公募するものとする。</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第4条から第12条まで及び第15条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」読み替え、同号ア中「<u>令第6条第5項第1号に規定する金額</u>」及び同号ウ中「<u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u>」とあるのは「<u>令第12条に規定する金額</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正による新旧対照表

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成 23 年芦屋市条例第 21 号）による改正前
<p>芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例及び芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例による改正案</p>	<p>芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第21号）による改正後</p>	
<p>(管理の代行等) 第 51 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、<u>市営住宅等</u>の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に<u>市営住宅等</u>の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) <u>市営住宅等の施設</u>、設備等の維持管理に関する業務 (2) 入居者の公募その他の市長が行う業務の補助業務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>市営住宅等の管理</u>に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務</p>	<p>(管理の代行等) 第 51 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、<u>市営住宅（共同施設を含む。以下この条において同じ。）</u>の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に<u>市営住宅</u>の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) <u>市営住宅の施設</u>、設備等の維持管理に関する業務 (2) 入居者の公募その他の市長が行う業務の補助業務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>市営住宅</u>の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務</p>	<p>第 51 条 削除</p>

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部
芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例及び芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例による改正案	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第21号）による改正後	を改正する条例（平成23年芦屋市条例第21号）による改正前
<p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、第50条、<u>第51条及び第69条</u>の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「店舗等の使用料の額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から<u>第52条</u>までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、第50条から<u>第52条</u>までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「店舗等の使用料の額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第50条まで、及び第52条の規定を準用する。</p> <p>2 店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、第50条及び第52条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (省略)</p>

芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第21号）による改正前
芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例及び芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例による改正案	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第21号）による改正後	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第21号）による改正前
<p>(準用)</p> <p>第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項から第5項まで、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第51条まで及び第69条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>	<p>(準用)</p> <p>第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項から第5項まで、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第52条までの規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>	<p>(準用)</p> <p>第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項から第5項まで、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第50条まで及び第52条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>